

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第52回）

中国特許権侵害訴訟における訴訟管轄

～ワンクリック転売モデルに対する訴訟管轄～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

最高人民法院による特許紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定第2条では、「特許権侵害行為により提起される訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する」旨規定されている。

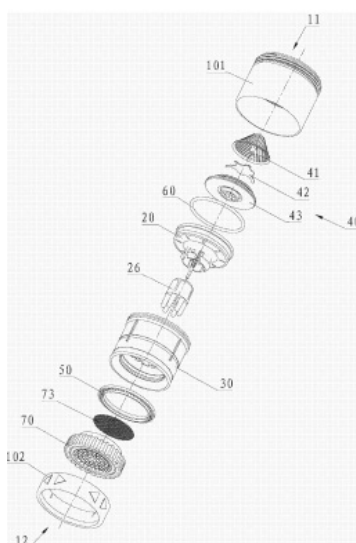
本事件では、中国ECサイトで普及している「ワンクリック転売」モデルにおいて、訴外第三者が被告からの指示を受けて顧客へ商品を発送する発送地の人民法院が訴訟管轄を有するか否かが争点となった。

最高人民法院は、第三者の商品の発送は被告の指示によるものであるとして、発送地の人民法院が訴訟管轄権を有するとの判決を下した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

アモイ衛浴公司是「出水制御装置」と称する实用新型特許201520371883.7(以下、883特許という)を所有している。下記図は出水制御装置の内部構造を示す説明図である。



1 最高人民法院判決2023年6月15日（2023）最高法知民轄終170号